

運転免許証自主返納サポート事業

砂川市では、運転に不安のある方の運転免許証の自主返納を促進し、交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主的に返納した方に支援品を進呈する「運転免許証自主返納サポート事業」を、平成29年4月1日から開始します。

運転免許証の自主返納は砂川警察署または札幌運転免許試験場で手続きができます。運転免許証を自主返納した後に、市役所にお越しください。

➤ まずは砂川警察署などで手続きを！！

運転免許証の自主返納（申請による取消し）

- 申請方法 運転免許証を返納される本人が次のものをご持参のうえ、砂川警察署等で手続きしてください。手数料は無料です。
- ・運転免許取消申請書（申請窓口に用意してます）
 - ・運転免許証
 - ・運転免許証が紛失などでない人は、申請者本人を確認できる書類など

【申請・問い合わせ先】

砂川警察署交通係 54-0110



➤ 次に市役所で申請を！！

運転免許証自主返納サポート事業

- 対象者 申請時に砂川市にお住まいで、平成29年4月1日以降にすべての種類の運転免許証を自主返納した方。
※自主返納した日から1年以内に申請してください。
※申請は1人1回限りで、代理人も申請できます。
- 支援品
- ・ふくろうカード商品券（10,000円分）
 - ・砂川市予約型乗合タクシー無料利用券（3,000円分）
 - ・夜光反射材
- 申請方法 次のものをご持参のうえ、市役所生活交通係（5番窓口）までお越しください。
- ・「申請による運転免許の取消通知書」または、運転免許証の返納を確認できるもの
 - ・本人を確認できるもの
 - ・印鑑

【申請・問い合わせ先】

市役所生活交通係 54-2121

